

大神惟基と海民佐伯是基

佐伯史談会会員
福岡市在住 佐 脇 一

賀 貢 一

① 海部郡大領海部公

これまで豊後海人族と名付ける古代氏族の活動について述べておいたが、それでは豊後海人族の根拠地である南豊地域（海部郡・大野郡）に居住した諸氏族と海人族は、具体的にはどういう関連をもつてているのか。たとえば海部氏・佐伯氏・大神氏など、少なくとも古代・中世における郡司・莊官、あるいは惣主としてこの地域の権力者になつた氏族のことを考えてみたい。

前述したように、海部氏は豊後海人族の首長として、海部郡北部（大野川以南・丹生・佐井・佐加地域）を中心で國作りをした氏族であつて、神武東征伝説に登場する瓊杵、天武天皇（履道天皇）が、その御代としてこの地域の権力者となつた。この所傳がどうよな史実の反映であるかは別として、椎根津彦（くねひらひこ）は、いわゆる豊後の海部として存在し、その首長（海部公）は早吸日女神の祭祀を主宰した。

日本書紀に、応神天皇五年八月、諸國（おまへ）に海へ部を置いたという記事がある。海へ部は海部と同じで、朝廷に海產物を貢納する品部をさすが、この部曲を總括する者が

安曇郡で、安曇連に支配された。しかし出雲族・吉備族・宗形族・尾張族・熊野族など、海部を持ってゐる部族も多く、それらは吉備の海部、尾張の海部といふように出し左部族の名を付してよばれた。

海部の首長はおおむね海部（あるい）は海部（あら）を称したが、豊後の海部（あら）を称してゐる。太田亮博士はこの海部公を出自未詳とされ、地方豪族の私称ではないかといわれてゐる。たしかに海部公（あら）、記紀にも、姓氏録にも記載されておらず、わずかに続日本紀の桓武天皇（じんじゆ）延暦四年の条に、海部郡大領海部公（あら）常山が民治の功によって、

位階一級を進められた記事があるばかり、もつとも豊日志には「常山、久良麻呂子、尋為郡司、自是世居焉」という出典不詳の記述があつて、中央官吏の佐伯宿林（久良麻呂）と地方豪族の海部公を結びつけているが、これは信じられない。

海部郡（あら）すでに大化前代（七世紀前半）からあつたと思われるが、律令によつて改めて設置されたのは和銅年間（セイヘイ）ハニセイ（四）で、早吸日女神の祭祀者として、海部の首長（県主）が、おつた海部公が大領に任せられた。郡司の役宅である郡家は丹生郷に置かれ、それで、その時代に築造されたと思われる古墳群が、丹生郷を中心にはこの時代に分布していることであかる。

大領あるいは少領に任せられた地方豪族の郡司職は、だいたい終身、世襲であつて、海部公（海部氏）の郡司職もこの不文律によつて、ある時期まで世襲され、才力と見られる。この体制は八世紀後半から十世紀前半まで、いわゆる律令制による田制が崩壊して、莊園化がはじまり、在地官僚の私墾田經營や、豪農層の名主化が行なわれるまで続いた。

こうした在地権力の交代は、玖珠郡の清原氏、大野郡

の大神氏の興起に見られるが、海部郡、大野郡、直入郡などに勢力を挿植し、とくに佐伯地方と關係の深いのは大野郡の大神氏である。そこでまだ海部氏が海部郡大領となつた大神氏について考えてみよう。

(2) 豊後国志と豊日志

さて大神氏については「大分県政史」に、「大野郡では寛平四年（八九二）豊後介大神朝臣良臣が任期を終つて帰京する時、百姓がその善政を慕い、彼の子庶幾（よしひさ）を留まることを官に願い出たので、許され代々大野郡の大領になつた」という（「豊後国志より」）と記述してある。

この「豊後国志」は、岡藩の唐橋世濟が門人の伊藤寛叔や田能村孝憲（竹田）等とともに、藩命によって編纂したのであるが（享和三年完成）、大神氏については「大神朝臣庶幾、大神朝臣良臣子、爲大野郷大領」と記し、次のようすに論じている。

「余はひそかにこのようす思つてゐる。惟基はその祖先の余烈によつて、豪富強大となつたが、その子孫が夢草の茂るようす榮え百（よし）と頼つて、郷土の名山として人民が仰いでいる姫兵（ひめひつ）の神異を、大神氏の故事として、その説を誇張したが、これが源平盛衰記にある、『妖蛇が人と竊通する』という譚の因である。後世その一族はこの説をひいて家系を作り、すことに姫岳の神孫であると思つており、大神氏の祖先に庶幾があることを知らない」（意訳）

この豊後国志の記述は「豊日志」によつたもので、豊日志に次のようにある。

光孝天皇仁和二年、以外從五位下前飛前分大神朝臣良臣遷佐伯守、以有政跡令聞、三年特勅授從五位下、是也。又曰、五年二月任満去職、百姓請留之、奉而再任。實平四年三月、太宰府言、豊後介大神朝臣良臣再任既滿、当去其職百姓情慕、請留其子庶幾、許之。以庶幾為大野郡領、後外從六位下、遂世領焉。前者は三代宗錄によつて記されたものらしいが、後者は出典が明らかでない。

(3) 豊後介大神良臣

豊後介大神良臣の子庶幾が、父の任地に残して大野郡大領になつたという記録は、それを裏付ける史料がないが、當時の情勢としては実にありそなことである。仁和二年（八九六）二月、豊後介になつた大神良臣は、同年六月豊後守に任せられた源朝臣利（仁明源氏、仁明天皇第九子源多（よしまき）の長子）の次官として、國府（大分市古國府）に在勤し左が、任期四年間に亘る彼の善政は、その所管する大野郡民を歎ばせ、彼の再任を懇請させた。良臣が肥前介から豊後介に転じたのは仁和二年二月、しかも肥前介に任せられたのは仁和二年正月七日だったから、一ヶ月あまりで転任したことになる。

そのころ朝廷の官吏で、國司に任せられた者が地方下向を厭い、佐國に赴かず京洛に留まって、次官以下の在地官僚から現地の報告を聞くのが多かつた。これを選任の國司といふが、時の大帝光孝天皇はこうした官吏の放恣を戒めるため、仁和二年二月三日、左右大臣に任命して選任の外官（地方官）を摘發、その理由を糺したうえ、なお言を左右して赴任しない者四人を糺明、辞令をとりあげ降格した。このようす事態を目前にした大神良臣

良臣は、真摯廉直な官吏だったので、朝廷の意をうけると早々と任地に下つたが、おそらく当時の交通事情から九州に入ると、豊後分轄任の命に接したものと思う。

仁和二年二月三日へ癸丑、左右大臣奉勅。於左仗下、

呂問拝除之後未赴任吏、根津守從五位上多治真人藤善、伊勢守從五位上藤原朝臣継陰、甲斐守從五位下藤原朝臣當興、安房守正六位上當麻真人安氏、上総介從五位上小野朝臣國深、隱岐守正六位上伴宿祢有世、紀伊守從五位下伴宿祢春雄、肥後守正五位下藤原朝臣時長、豐後守從五位下橘朝臣長茂、対馬守正六位上紀朝臣経業等不進發之狀上或誤差期、或謝依病淹留之由。

(三代実錄卷四十九)

同年五月十八日(丙申)是日、勅。肥後守正五位下藤

原朝臣時長、根津守從五位上多治真人藤善、豊後守從五位下橘朝臣長茂、甲斐守從五位下藤原朝臣當興等四人、並降位一階。下知在京職、追其告身。時長等拝官經年、不赴任國、仍有此勅斷也。

(三代実錄卷四十九)

この三代実錄に記述されているようだ、仁和二年五月十八日、豊後守橘長茂は遙任の故をもつて处罚され、豊後守を免ぜられた上、位一階を降格された。長茂は仁和元年正月、任を受けながら丸一年を経過しても赴任しなかつたのである。

仁和以前では、元慶三年(ハセセ)に藤原知泉が豊後守に任命されてゐる。同四年五月、藤原統行又武藏介の任をうけた。この統行の父散位從五位下藤原安主という人物は、元慶のはじめ豊後介となり任地にあつたが、任が満ちても帰京せず、落魄して豊後に住んでいた。京師にあつた統行は、当時の風習で母氏の家に成へしたのである。この年任官、從五位下武藏介を拝しづたが、父安主が落魄

して豊後国にあり、帰京もできず放浪していると聞き、朝廷に奏請して武藏介補任と辞退し、父安主を本官へ從五位下豊後介へ復して、失意の生活から救つてもらいたいと訴えた。朝廷は統行の孝心を賞してこれを許し古といふ。この挿話によつて元慶四年五月、藤原安主が豊後介となつたことがわかつたが、前豊後介であつた安主がどうして帰京せず、豊後にとどまつて落魄の生活をしていたかはおかしくない。だが当時の貴族にとって、西海道の豊後は邊僻之地で、地方官として赴任すれば出世街道をふみ及す才おそれがあつた。安主の任が満ちた元慶八年の翌年、仁和元年(ハハセ)正月、豊後守に補せられた橘長茂は、京師にとどまつて赴任せず、遙任の康で处罚された。そして同時期に肥前介になつた大神良臣は、任地に着く前に豊後介に轄任した。

仁和五年(ハハセ)二月、良臣は任満ちたが人民の懇請で豊後介に再任され、大野郡領の職を兼ねた。寛平四年(ハニニ)三月、再任の期満ちた良臣は、なお慕う人民たちには、良臣の長子慶綱を請うて、大野郡領に補せられるよう願ひ出た。これが大野郡大領になつた大神良臣慶綱である。豊後太神氏の始祖とされてゐる。(豊日志・豊後国志の説)

④ 大神良臣は典型的な良吏

この大神良臣が実在の人物かどうかといふことにつけては論議しなければならない点が多いが、その次といわれれる豊後分大神良臣は、典型的な良吏であつた。仁和三年三月一日、豊後介外從五位下であつた良臣は、改めて從五位下を授けられたが、これは外位へ令制で、郡司や地方出身者に授けた位。後に中央・地方を問わず、一般に低い家柄の者に授けた。大神良臣は大神朝臣ではあるけれど、正式以日大神真神田朝臣で、庶流支族の扱いを

うけた。」を内位へ普通の位階、内階といつて進めてもらつたもので、良臣は祖考の功を訴えて、内官となることを願い出ている。

仁和三年三月朔、権貴後公外從五位下大神朝臣良臣從五位下。先是、良臣向官披訴。淨御原天皇(天武天皇)壬申入伊勢之時、良臣高祖父三輪君子首為伊勢介、從軍有功。卒後贈内小紫位。古之小紫位准從三位。然則子首子孫不可叙外位。於是、下外記而考定之。外記申明云、贈從三位大神朝臣高市磨、從四位上安麻呂、正五位上柏麻呂兄弟三人之後、皆叙内位。大神引田朝臣、大神橘田朝臣、大神掃田朝臣、大神真神田朝臣等、遠祖雖同、派別各異、不見應叙内位之由。加之、神龜五年以降、有格。諸氏先叙外位、後預改叙。良臣、姓大神真神田朝臣也。子首之後至于全雄、無預立位者。今請叙内品事乘格肯。勅鑿良臣及故兄全雄外位告身、特賜改階。〔注 告身ノ辞令書〕

(三代實錄 卷五十)

良臣の嘆願は外記局によつて却下されながら、良臣の功績を知つた光孝天皇はその願いを入れ、勅して良臣と故兄全雄の外位辞令を破棄させて、とくに内位を賜わつた。それは藤原氏全盛の貴族社会、その朝廷の一隅に寥々大神氏の矜持を保とうとする良臣の努力であつた。良臣の子といわざる大神庶幾の位階は、外從六位下だが、これは郡司である。

⑤ 豊後大神氏の発祥

豊後國志の編著者が論じてゐるよつて、豊後大神氏の流れを汲む繙方・佐伯・阿南・大津等の諸氏では、大神氏の始祖を惟基とし、祖母巖(巖岳)大明神の神子と称している。これは大神氏の始祖である惟基が、父祖の業

跡を継いで、大野郡・直入郡・海部郡・大分郡を神領し、豊後國の各莊園の実權を握つたが、中央から國府に差遣された國司(貴族)と対立することになつたので、人民に國司以上の權威を示すため、郷民は荒魂として仰がれてゐる巖岳の神(健男霜姫日子神社)の神威をかり、自ら巖岳へ祖母巖(巖岳)大明神の神子であると称したものである。

承和十年九月、豊後國无位健男霜姫日子並比咩神、无位早吸比咩神(他は畠)並奉授從五位下。

(続日本後記)

流布される大神姓系図のほとんどは、惟基を大神氏の始祖とし、祖母巖大明神の神子、四穂田莊司の女花木本きその母としている。そこで論者は、四穂田莊司を大神庶幾に比定し、庶幾の子である惟基が、貴族官吏以上の方になるため巖岳大明神の神威に大三輪族尾群の伝説を結びつけて、巖岳伝説をつくづあげ、惟基神胤説を宣伝友といつ。もつとも惟基五代の孫といふ繙方三郎惟榮は、惟基に劣らぬ豪傑で、繙方の名を源平二氏の武族間に喧伝したから、巖岳伝説による惟基神胤説をつくづあは、若しかすると惟榮の仕業であるかも知れない。ともあれ惟基の出自は、源平盛衰記や平家物語など、あがられて、大神姓諸氏の系図作成に大きく寄与したが、大神姓系図には大野郡大領大神廟民庶幾はまつたくなく、西穂田莊司または堀川大敵(三田井系図は兼基)が、惟基の外祖父になつてゐる。

このように豊後大神氏の発祥について、惟基神胤説をつくる巖岳伝説(大神傳説式伝説)、あるいは大野郡大領大神庶幾始祖説があつて、先達はそのいずれかをとつたが、近頃宇佐八幡宮史の研究が行なわれようになつて、宇佐八幡宮創祀期の大宮司である大神氏の